令和９年度
教育・保育施設利用のご案内

令和９年度に教育・保育施設を利用する際の申込方法等についてのご案内です。
内容をよくご確認のうえ、お申込みください。

◆申込期間

【令和９年４月１日から利用開始を希望する場合の申込期間】

令和８年１１月９日（月）から令和８年１１月１９日（木）まで
受付時間：午前８時３０分から午後５時１５分まで（土・日は除く）
※育休明けで令和９年５月１日から利用する場合も受け付けます。

【年度途中から利用開始を希望する場合の申込締切日】

➡４ページをご覧ください。
※入所（園）を希望する際は、お早めにご相談ください。

◆申 込 先

丸森町役場　子育て定住推進課　保育支援班　（役場１階）

◆提出書類

※申込み前に必要な書類が揃っているか確認してください。

- □　子どものための教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書
- □　保育を必要とする事由を証明する書類　➡４ページをご覧ください。
- □　転入手続きに関する同意書　※丸森町へ転入予定の方

～もくじ～

教育・保育施設の紹介と利用申込みについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P2
　１　教育・保育施設の紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2
　２　利用申込みから入園までのながれ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3
　３　提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4
　４　教育・保育施設等を利用するための教育・保育給付認定について・・・・・P5
　５　注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P7
利用者負担額（保育料・副食費）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・P8
幼稚園や認定こども園（幼稚園機能）の利用をお考えの方へ・・・・・・・・・・P8

◆◆◆　お問い合わせ先　◆◆◆
丸森町役場　子育て定住推進課　保育支援班
〒981-2192　丸森町字鳥屋１２０番地
電　話　０２２４－７２－３０１３
ＦＡＸ　０２２４－７２－３０４０



教育・保育施設の紹介と利用申込みについて

1　教育・保育施設の紹介

丸森町の教育・保育施設は下表のとおりです。丸森たんぽぽこども園、丸森ひまわりこども園の保育園機能及び大内保育所を利用する場合は、町から教育・保育給付認定（２号・３号認定）を受ける必要があります。また、こども園の幼稚園機能を利用する場合は、町から教育・保育給付認定（１号認定）を受ける必要があります。

➡詳しくは５ページをご確認ください。

●令和９年度　丸森町教育・保育施設一覧

公私	施設名	所在地	電話番号	利用定員	対象年齢(クラス)		開所時間※（保育標準時間）	夜間延長保育※
私立	保育所型認定こども園丸森たんぽぽこども園	丸森町字鳥屋120番地	(0224)86-4336	70名	保育園機能	2か月～就学前	7:00～18:00（月～金）	18:00～19:00（月～金）
				10名	幼稚園機能	3歳～就学前	8:30～13:30（月～金）	13:30～17:30（月～金）
私立	幼保連携型認定こども園丸森ひまわりこども園	丸森町舘矢間舘山字玉川136番地１	(0224)87-6466	60名	保育園機能	2か月～就学前	7:00～18:00（月～土）	18:00～19:00（月～土）
				10名	幼稚園機能	3歳～就学前	8:30～13:30（月～金）	13:30～17:30（月～金） 8:30～17:30（土･長期休業期間）
私立	大内保育所	丸森町大内字西畑92番地7	(0224)79-3119	20名	6か月～就学前		7:30～18:30（月～金）	

※土曜日保育は、３施設合同で丸森ひまわりこども園で実施しています。
※夜間延長保育欄の幼稚園機能については、預かり保育での利用可能時間です。
※詳しくは、施設のホームページをご覧ください。

●令和９年度のクラス表

（年齢基準：令和９年４月１日時点）

クラス	生年月日
０歳児	令和　８年４月２日～
１歳児	令和　７年４月２日～令和　８年４月１日
２歳児	令和　６年４月２日～令和　７年４月１日
３歳児	令和　５年４月２日～令和　６年４月１日
４歳児	令和　４年４月２日～令和　５年４月１日
５歳児	令和　３年４月２日～令和　４年４月１日

2　利用申込みから入所（園）までのながれ

（1）4月1日から利用開始の場合の申込みから入所（園）までのながれは以下のとおりです。

一斉受付期間

11月9日（月）～11月19日（木）

①申込書類の提出

締切日までに申込書類一式を子育て定住推進課窓口へ提出してください。

※保育を必要とする事由を証明する書類は、証明日（記入日）が令和8年10月1日以降のものを添付してください。

↓

11月下旬～12月

②利用調整（選考）※1

各保育施設の利用申込数が定員を超える場合は、利用調整を行い、優先順位の高いお子さんから入所（園）を決定します。

↓

1月

③入所（園）決定の通知

支給認定証及び施設の入所（園）承諾書を送付します。

↓

2月

④一日入所（園）・説明会

入所（園）決定した保育施設で利用に関する説明会を開催します。

●実施日：丸森たんぽぽこども園　令和9年2月10日（水）10時～

丸森ひまわりこども園　令和9年2月12日（金）10時～

※大内保育所は、個別に説明します。

↓

4月

⑤入所（園）

・入所（園）式　　・ならし保育※2

・利用者負担額決定通知書（保育料・副食費）を送付します。

≪注意事項≫

※1【利用調整】定員を超えた場合は、優先度を審査し、入所（園）児童を決定します。そのため、利用調整の結果、希望の保育施設に入所（園）できない場合があります。また、一斉受付期間終了後に書類が提出された場合は、受付期間内に提出した方を先に選考しますので、選考後の受入可能枠内での選考となります。

※2【ならし保育】お子さんは、生活環境の変化により緊張と不安を感じます。そのため、入所（園）当初は保育時間を短くし、お子さんの様子に合わせて徐々に保育時間を長くする「ならし保育」を行います。年齢によって、ならし保育の期間は異なります。

◎年齢による目安

年齢	期間
0歳児	3週間程度
1～2歳児	2週間程度
3～5歳児	1週間程度

（２）年度途中から利用開始の申込締切日は次のとおりです。

年度当初（４月１日）以降の入所（園）を希望される場合は、申込みの前にお早めに子育て定住推進課にご相談ください。申請書の提出は、入所（園）希望月の前々月までになりますので、次の表を参考に申込締切日までにお申込みください。

入所月	申込締切日
令和９年　５月	令和９年　３月３１日（水）
令和９年　６月	令和９年　４月３０日（金）
令和９年　７月	令和９年　５月３１日（月）
令和９年　８月	令和９年　６月３０日（水）
令和９年　９月	令和９年　７月３０日（金）
令和９年１０月	令和９年　８月３１日（火）
令和９年１１月	令和９年　９月３０日（木）
令和９年１２月	令和９年１０月２９日（金）
令和１０年　１月	令和９年１１月３０日（火）
令和１０年　２月	令和９年１２月２８日（火）
令和１０年　３月	令和１０年　１月３１日（月）

３　提出書類

⑴ 子どものための教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書（児童一人につき１部）

※申請児童及び保護者の個人番号（マイナンバー）を記載してください。

※世帯で同時に２人以上の児童を申し込む場合は、下記の添付書類は１部のみ提出してください。

※幼稚園機能を利用する場合は,①の書類のみ提出してください。

⑵ 保育を必要とする事由を証明する書類（下表の添付書類のとおり）

※利用開始希望日時点の状況を記載したもので、証明日が３か月以内の書類を添付してください。

⑶ 転入手続きに関する同意書　※丸森町へ転入予定の方のみ提出してください。

No.	保育を必要とする事由（保護者の状況）	添付書類
1	就労している方（産休・育休中の方も含む）	就労証明書 ※自営の方は自営を証明する書類を添付してください。 （例：開業届・確定申告書 等）
2	妊娠中または出産後８週間の方	母子健康手帳の写し
3	疾病・負傷・障害により保育ができない方	申出書　＋　診断書・障害者・療育手帳の写し等
4	同居の親族を常時介護または看護している方	申出書　＋　要介護認定結果通知書の写し等
5	災害の復旧にあたっている方	申出書　＋　災害復旧中である証明等
6	求職活動を継続的に行っている方	申出書のみ
7	学校教育法に規定する学校等に就学 または職業訓練を受けている方 ※自動車学校は対象になりません。	申出書　＋　就学・職業訓練中である証明 （学生証等の写し）
8	その他	※子育て定住推進課へご相談ください。

※保護者が単身赴任などで世帯が別であっても、保育を必要とする事由を証明する書類が必要です。

※申込み時点において町外に住所を有する方の入所（園）が内定した場合は、入所（園）希望月の前月までに転入手続きを完了してください。

4　教育・保育施設等を利用するための教育・保育給付認定について

教育・保育給付認定とは、「子ども・子育て支援新制度」に該当する保育所や幼稚園、認定こども園などの利用を希望される方が受ける認定で、入所（園）の決定とは別に、保護者の就労状況等をもとに各ご家庭における保育の必要性や保育の必要量を判定するものです。

（1）認定区分及び認定時間について

認定区分及び認定時間は表のとおりです。

認定区分	年齢	認定時間	保育の必要性	利　用　先
１号認定	満３歳以上	教育標準時間認定	なし	認定こども園（幼稚園機能） 幼稚園
２号認定	満３歳以上	保育標準時間認定	あり	認定こども園（保育園機能） 保育所
		保育短時間認定		
３号認定	満３歳未満	保育標準時間認定	あり	認定こども園（保育園機能） 保育所
		保育短時間認定		

※保育を必要とする事由によって、認定の有効期間が異なります。

（2）保育の必要性の事由について

２号認定または３号認定を受けるには、保護者（父母共に）が次のいずれかの事由に該当することが必要です。

認定事由		内容	認定期間
1	就労	１か月に４８時間以上就労している場合	・小学校入学前日まで（３月３１日）[２号] ・満３歳に達する日の前日まで[３号]
2	妊娠中・出産後	妊娠中または産後８週間以内で保育が困難な場合	いずれか短い期間 ・小学校入学前日まで（３月３１日）[２号] ・満３歳に達する日の前日まで[３号] ・出産日から起算して８週間を経過する日の翌日の月末まで
3	疾病・障害等	病気、けが、障害により保育が困難な場合	・小学校入学前日まで（３月３１日）[２号] ・満３歳に達する日の前日まで[３号]
4	同居親族介護等	同居または長期入院等の親族を常時介護または看護している場合	・小学校入学前日まで（３月３１日）[２号] ・満３歳に達する日の前日まで[３号]
5	災害の復旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたっている場合	・小学校入学前日まで（３月３１日）[２号] ・満３歳に達する日の前日まで[３号]
6	求職活動	求職活動中（起業の準備を含む）である場合	いずれか短い期間 ・小学校入学前日まで（３月３１日）[２号] ・満３歳に達する日の前日まで[３号] ・９０日に到達する日の月末まで
7	就学・職業訓練	学校教育法に規定する学校等に就学または職業訓練を受けている場合 ※自動車学校は該当しません。	いずれか短い期間 ・小学校入学前日まで（３月３１日）[２号] ・満３歳に達する日の前日まで[３号] ・保護者の卒業（終了）予定日の月末まで
8	育児休業中	育児休業取得時にすでに保育施設を利用している子どもである場合	いずれか短い期間 ・小学校入学前日まで（３月３１日）[２号] ・育児休業終了日の月末まで
9	その他	上記に類する状態にあると町長が認めた場合	町長が必要と認める期間

（3）保育の必要量（利用できる時間）について

保護者の就労状況等により、「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の２種類に区分されます。基本的な取り扱いは下図のとおりです。特別な事情がある場合は、子育て定住推進課にご相談ください。

[保育標準時間認定]就労(月120時間以上)、妊娠・出産、災害復旧等



[保育短時間認定]就労(月120時間未満)、育児休業中、求職活動等



※保育標準時間、保育短時間及び延長保育時間は、各保育施設等により異なります。
※疾病・障害、介護・看護等の事由の場合は、保護者の状況により認定します。

（4）支給認定証の交付について

教育・保育給付認定の申請内容を審査し、町から「支給認定証」を交付します。「支給認定証」は決定された認定区分及び認定時間を証明するものです。交付された「支給認定証」は大切に保管してください。不認定の場合は、その旨お知らせします。

（5）支給認定後の手続きについて

①申請内容に変更が生じた場合（随時）

記載事項等（例：住所、保護者の就労状況、世帯員の変更等）に変更が生じた場合は、変更の手続きが必要です。変更の手続きについては、必要書類をご準備のうえ、各保育施設または子育て定住推進課で行ってください。変更内容については、変更申請のあった月の翌月から適用となります。

②教育・保育給付認定現況調査（毎年９月～１０月頃）

認定後は毎年１回、保育を必要とする事由に引き続き該当していることなど家庭状況確認のため、「教育・保育給付認定現況調査」を行います。

教育・保育給付認定現況調査により保育を必要とする事由に該当しなくなったことが判明した場合、または、提出がない場合は教育・保育給付認定が無効になり、在所（園）できなくなる場合がありますのでご注意ください。

③育児休業中の利用について

出産に伴う育児休業開始前に既にこども園等へ入所（園）している児童は、希望があればそのまま継続入所（園）を認めています。

なお、育児休業に入る際、育児休業が終了する際は認定事由等の変更手続きが必要になりますので、子育て定住推進課で手続きを行ってください。育児休業終了日の月末までが有効期間です。

※育児休業を理由に新規で入所（園）することはできません。

5　注意事項

1　申込みの内容や就労状況等に著しい虚偽があった場合は、入所（園）の承諾を取り消す場合があります。また、家族の状況や就労状況に変更があった場合は、速やかに変更の手続きを行ってください。

2　教育・保育施設利用開始日時点において、丸森町に住んでいる（住民登録がある）必要があります。

3　就労証明書等の内容に不備があった場合は、勤務先に確認させていただきます。提出する前に記入漏れ等がないかご確認ください。

4　決定した利用者負担額等や申込みの内容は、必要に応じて利用する（予定を含む）教育・保育施設に対し提供します。

5　出産に伴い育児休業を取得している家庭においては、育児休業期間が満了する月の前の月から入所（園）が可能です。ただし、希望する施設の定員が超過している場合は、入所（園）できないこともあります。

　例：育児休業期間　　～R9.5.15まで　⇒　R9.4月から入園が可能

6　町外転出等により利用施設を退所（園）する場合、退所（園）日が分かり次第利用施設または子育て定住推進課へお知らせください。（退園の届出が必要になります）

7　利用者負担額の決定にあたり、同一世帯者を含む住民税の課税状況及び住民基本台帳を閲覧・確認させていただきます。また、税の未申告の場合、保育料及び副食費の算定が行えませんので未申告の方は速やかに申告をお願いします。

　➡詳しくは、８ページをご確認ください。

6　広域入所

丸森町外の施設へ入所（園）を希望される場合は、丸森町及び施設が所在する自治体、双方の判断基準（就労先住所が施設と同住所地等）により、広域入所が可能かどうか判断します。手続きの内容や判断基準は自治体により様々ですので、詳しい内容についてはお問い合わせください。



利用者負担額（保育料・副食費）について

丸森町では、子どもの育つ環境の充実と子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育施設を利用する町内の子どもに係る保育料及び副食費（おかずやおやつの食材費）を子どもの人数に関わらず無償としていますので、利用者負担額は０円です。

無償化にあたり、保護者の手続きは不要です。

【無償化の内容】

対象児	保育料	副食費
０～2歳児クラス	丸森町独自の事業により無償	
３～5歳児クラス	国の制度により無償	丸森町独自の事業により無償 ※町内施設に限る

≪注意事項≫

１　無償化の対象者は、子どもと保護者が丸森町に住民登録をしている方です。

２　無償化を決定するために、保護者の市町村民税の確認を行います。所得の申告は、確実に行ってください。

３　入所（園）児童の保護者がひとり親家庭かつ市町村民税が非課税である場合は、同居している祖父母等のうち、収入の高いものを家計の主宰者として算定対象とします。なお、世帯分離をしていても同居家族とみなします。

４　延長保育・一時保育・預かり保育・病後児保育事業は、無償化の対象ではありません。

５　教育・保育施設ごとに個別に発生する費用については、各施設に直接お問い合わせください。

幼稚園や認定こども園（幼稚園機能）の利用をお考えの方へ

子育てのための施設等利用給付の認定について

幼稚園や認定こども園（幼稚園機能）を利用する方が保育の必要性の認定を受けた場合には、預かり保育、一時預かり事業、認可外保育施設等の利用料が国の制度により無償化の対象となります。

「子育てのための施設等利用給付認定」の手続きが必要ですので、子育て定住推進課へご相談ください。

<table>
<tr><th rowspan="2">認定
区分</th><th rowspan="2">施設・サービス名</th><th>３歳～５歳児</th><th>０歳児～２歳児</th><th rowspan="2">保育の
必要性</th></tr>
<tr><th colspan="2">利用料の無償化の上限額</th></tr>
<tr><td>新１号</td><td>・新制度未移行幼稚園
・特別支援学校幼稚部</td><td>月額２８，０００円 まで</td><td></td><td>なし</td></tr>
<tr><td>新２号</td><td>・幼稚園の預かり保育</td><td>月額１２，３００円 まで
（利用日数×４９０円）</td><td></td><td>あり</td></tr>
<tr><td>新２号</td><td rowspan="2">・認可外保育施設
・一時預かり事業
・病児保育事業
・子育て援助活動支援事業</td><td>月額４０，３００円 まで</td><td></td><td rowspan="2">あり</td></tr>
<tr><td>新３号</td><td></td><td>住民税非課税世帯のみ
月額４５，７００円 まで</td></tr>
</table>